

あん摩マッサージ指圧師等の施術所の開設と届出

秦野市又は伊勢原市に、施術所を開設した時は、
平塚保健福祉事務所秦野センターに届出が必要となります。

手続きの流れ

(事前相談) → 開設 → 開設届(開設後10日以内)

- 相談のために来所される場合、事前に御連絡(相談予約)をお願いします。
(0463)82-1428 管理企画課(施術所担当)
- 提出部数は、1部ですが、届出書の写しを持参していただければ、收受印を押印し、「控」として返却します。

開設届(あはき法第9条の2前段)

必要書類等は、次のとおりです。

	必要書類	備考	チェック欄
1	開設届 (第1号様式)	- 必要事項を記載の上、開設後10日以内に提出してください。 - 開設者の押印は不要です。	
2	免許書(写し) 及び原本	- 業務に従事する施術者全員分のあはき師免許証 ※ 免許証写しとの照合を行った後、免許証原本は返却します。	
3	身分証	- 施術者本人確認のため、身分証(マイナンバーカード・運転免許証等)原本の提示 - 又は開設者が原本照明をした身分証写し	
4	平面図	- 施術所内の平面図(又は開設届の裏面に記載) ※ ベッド、各室の用途、寸法、面積、外気開放面積と位置又は換気装置の位置等を記載したもの。	

- あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復の施術所を併設する場合、それぞれの開設届が必要です。
- 施術所を開設せず、出張専門として業務を開始する場合は、施術者出張専門業務開始届(第4号様式)を提出して下さい。

○ 名称に関する制限があります。

- ・ あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの施術所とわかる名称にして下さい。病院や診療所及び医師と誤認するような名称はつけられません。

※ 誤認する例：はり科○○診療、○○診察室、(診療所等と紛らわしい名称 → ×)

鍼灸医○○(医師と紛らわしい名称 → ×)

○ 構造設備に関する基準があります。

- 1 施術室は、**6.6平方メートル以上**の専用の施術室として下さい。
- 2 待合室は、**3.3平方メートル以上**として下さい。
- 3 施術室は、室面積の7分の1以上に相当する部分を外気に開放し得るものとするか、これに代わる換気装置を設置して下さい。
- 4 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有するようにして下さい。
※ はりの施術所であって、使い捨てのディスポーザブル鍼を使用しない場合は、オートクレーブや乾熱滅菌器等を設置して下さい。
※ 使用済の「はり」の保管及び廃棄を安全な方法で行ってください。

○ 広告について

法律で定められた事項以外は、広告できません。

広告できる事項

- ・ 施術者であること、その氏名及び住所
- ・ 業務の種類(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう)
- ・ 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- ・ 施術日又は施術時間
- ・ もみりようじ
- ・ やいと、えつ
- ・ 小児鍼(はり)
- ・ 法第9条の2第1項前段の規定により届出をした旨
- ・ 医療保険療養費支給申請ができる旨(申請については医師の同意が必要な旨を必ず明示して下さい)
- ・ 予約に基づく施術の実施について
- ・ 休日又は夜間における施術の実施について
- ・ 出張による施術の実施について
- ・ 駐車設備に関する事項について

変更届(あはき法第9条の2後段)

開設届の届出事項を変更する場合は、施術所届出事項変更届(第2号様式)の提出を行って下さい。

なお、施術所の移転は、「施術所の廃止」と「施術所の開設」となりますので、それぞれ、「施術所廃止届(第3号様式)」と「施術所開設届(第1号様式)」の提出を行って下さい(開設者の変更も同様)。

記入例

(表)

第1号様式(第2条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

開設後10日以内に届け出
を行って下さい。

施 術 所 開 設 届

令和●年●月●日

神奈川県平塚保健福祉事務所長 殿

郵便番号 257-0031

住 所 神奈川県秦野市曾屋2-9-9

氏 名 伊勢原 一郎

開設者の
現住所

法人にあっては主たる事業所の所在地、
名称及び代表者の氏名

次のとおりあん摩マッサージ指圧師等の施術所を開設したので、届け出ます。

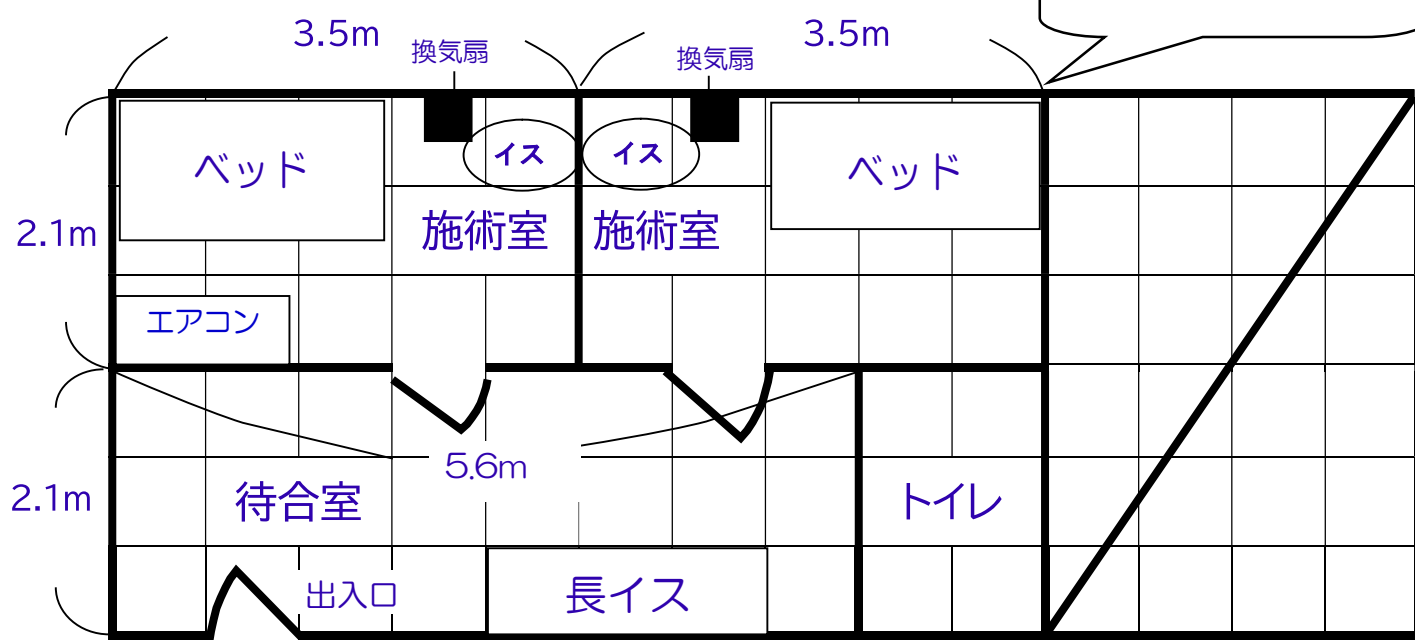
名 称	鍼灸マッサージ●●院		ビル名・室番号等まで記載						
開 設 の 場 所	伊勢原市田中●●		電 話	(0463) ●●—●●●●					
開 設 年 月 日	令和●年●×月●日		業務の種類	あん摩マッサージ指圧 はり、きゅう					
業 務 に 従 事 す る 施 術 所	氏 名	従 事 年月日	業務の 種 類	免許証に記載された都道府県 知事の統轄する都道府県名	免許証 番 号	免 許 年月日	晴盲 の別	※ 確認欄	
	伊勢原 二郎	R3.4.1 R3.4.1 R3.4.1	あん摩マッサージ指 はり きゅう	国(厚生労働大臣) 発行の免許であれば 記入不要	100001 100002 100003	H15.4.1 H15.4.1 H15.4.1	晴	記 入 不 要	
	秦野 花子	R3.4.1	あん摩マッサージ指		神奈川県	010001	S60.4.1		盲
	施術者が多い場合等は 別紙によることも可								
施 術 所 歴	平成●年●月●日	秦野市曾屋●●にて「鍼灸マッサージ▲▲院」開設							
	令和●年●月●日	「鍼灸マッサージ▲▲院」廃止(施術所の所在地変更のため)							
	年 月 日	これまでに施術所開設歴がある場合記入							

(裏)

施術所の構造設備の概要

施 術 室	ベッド1、イス1 ベッド1、イス1	面 積	14. 7㎡	※6.6㎡以上の 専用の施術室 (他に使用しない)
待 合 室	長イス1	面 積	11. 76㎡	※3.3㎡以上
採光 換気装置	蛍光灯、窓 換気扇、エアコン	※施術室は、室面積の7分の1以上に相当する部分を 外気に開放し得ること ※採光、照明及び換気を充分にすること		
消 毒 設 備	アルコール、ディスポーザブル鍼	※施術に用いる器具、手指等の消毒設備を 有すること		
そ の 他				

施術所の平面図



- 備考 1 ※の欄には、記入しないでください。
- 2 施術所の平面図は、ます目を利用して記入してください。
- 3 面積の積算が確認できるよう、各室の寸法を記載して下さい。

関係法令

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律・同法施行規則、
医療法、医師法より抜粋

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(開設・変更関係)

第9条の2 施術所を開設した者は、**開設後10日以内**に、開設の場所、業務に従事する施術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。その届出事項に変更が生じたときも、同様とする。

2 施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、**その日から10日以内**に、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。休止した施術所を再開したときも、同様とする。

第9条の3 **専ら出張のみ**によってその業務に従事する施術者は、その業務を開始したときは、その旨を住所地の都道府県知事に届け出なければならない。その業務を休止し、若しくは廃止したとき又は休止した業務を再開したときも、同様とする。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則(届出事項)

第22条 法第9条の2第1項 前段(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により届け出なければならない事項は、次のとおりとする。

- 1 開設者の氏名及び住所(法人については、名称及び主たる事務所の所在地)
- 2 開設の年月日
- 3 名称
- 4 開設の場所
- 5 法第1条 に規定する業務の種類
- 6 業務に従事する施術者の氏名及び当該施術者が目が見えない者である場合にはその旨
- 7 構造設備の概要及び平面図

医療法(名称関係)

第3条 病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診療所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を付けてはならない。

医師法

第18条 医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(構造設備関係)

第9条の5 施術所の構造設備は、厚生労働省令で定める基準に適合したものでなければならない。

2 施術所の開設者は、その施術所につき厚生労働省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならない。

あん摩施行規則(施術所の構造設備基準)

第25条 法第9条の5第1項(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 **6.6平方メートル以上の専用の施術室**を有すること。
- 2 **3.3平方メートル以上の待合室**を有すること。
- 3 **施術室は、室面積の7分の1以上に相当する部分を外気に開放し得ること**。ただし、これに代わるべき**適当な換気装置**があるときはこの限りでない。
- 4 施術に用いる器具、手指等の**消毒設備**を有すること。

(衛生上必要な措置)

第26条 法第9条の5第2項(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 1 **常に清潔に保つこと**。
- 2 **採光、照明及び換気を充分にすること**。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律関係規程(抜粋)

(広告関係)

第7条 あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゆう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- 1 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 2 第1条に規定する業務の種類
- 3 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 4 施術日又は施術時間
- 5 その他厚生労働大臣が指定する事項

[厚生労働大臣が指定する事項](厚生省告示)

- 1 もみりようじ
- 2 やいと、えつ
- 3 小児鍼(はり)
- 4 法第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨
- 5 医療保険療養費支給申請ができる旨(申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
- 6 予約に基づく施術の実施
- 7 休日又は夜間における施術の実施
- 8 出張による施術の実施
- 9 駐車設備に関する事項

2 前項第1号乃至第3号に掲げる事項について広告をする場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

(広告関係)

第4条 施術者は、外科手術を行い又は薬品を投与し、若しくはその指示をする等の行為をしてはならない。

第5条 あん摩マッサージ指圧師は、医師の同意を得た場合の外、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。

第6条 はり師は、はりを施そうとするときは、はり、手指及び施術の局部を消毒しなければならない。

第7条の2 施術者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。施術者でなくなつた後においても、同様とする。

届出に必要な様式は、神奈川県ホームページよりダウンロード可能です。

URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6z/cnt/f533899/index.html>

問合せ先

〒257-0031

神奈川県秦野市曾屋2-9-9

神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター

管理企画課(施術所担当)

電話 (0463)82-1428